

県南広域振興局長告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年5月31日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 一関北上線
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
奥州市水沢区黒石町字下谷記43番1地先内	新	m 59.3~33.5	m 47.3
	旧	56.2~33.5	47.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成25年5月31日から同年7月1日まで

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 456号
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢142番3地先から137番2地先まで	新	m 38.4~29.8	m 51.8
	旧	30.6~22.5	51.8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成25年5月31日から同年7月1日まで